

会議記録（１）

会議名称	第 2 1 回北本市住民自治条例制定研究懇話会			
開会及び閉会日時	平成 2 0 年 2 月 9 日（土） 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分			
開催場所	文化センター第 2 研修室			
議長氏名	会長 内田政之助			
出席委員(者)氏名	有働 秀鷹 内田政之助 関山 邦孝 堀越 一三	浅野 昭八 勝 豊 高荷 正春 加藤 一男	細井久美子 加藤 信利 竹村 元宏 田中 正昭	阿久井美代子 北村 浩一 田中 昭仁
欠席委員(者)氏名	荻野 照夫 高橋 伸治 三橋 博 福島 洋輔	河井 宏暢 秋葉三枝子 宮原 鈴代	古賀 利雄 小関真美子 大熊 純司	下里 晴朗 野地恵美子 山本 浩之
説明者の職氏名	秘書政策室 参事 岩崎雄一 主幹 長嶋太一			
事務局職員職氏名	秘書政策室 参事 岩崎雄一 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市			
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) リーダー・サブリーダー会議報告 (2) 条文の検討 4 その他 5 閉会			
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・リーダー・サブリーダー会議記録 ・執行機関の附属機関とは ・議会の役割 ・全国の制定状況（自治基本条例タイプのみ） ・懇話会条例作成検討資料 ・多摩市・大和市自治基本条例構造図 ・北本市自治基本条例構造図（案 1・2） ・第 2 0 回懇話会会議録 ・伊賀市自治基本条例 			

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>これより、第21回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。</p>
事務局	<p>2 あいさつ</p> <p>・内田会長あいさつ</p>
事務局	<p>3 議題</p> <p>議事の進行につきましては、会長をお願いします。</p>
議長	<p>(1) リーダー・サブリーダー会議報告</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>——資料を示して報告——</p>
議長	<p>事務局からリーダー・サブリーダー会議の報告がございましたが、協議内容についてご承認いただけますか。</p>
全委員	<p>——承認——</p>
全委員	<p>(2) 条文の検討</p> <p>それでは、条文の検討に入りたいと思います、リーダー・サブリーダー会議の報告にもありましたように、前回までの会議で「全体で集約すべき課題」を項目ごとにひとつずつ議論してきましたが、残っている項目として、「市民委員会」のあり方について、全体で協議する必要がありますので、本日はこれについて検討してまいりたいと思います。</p> <p>「市民委員会」については、市民グループが項目として条文を検討、作成していただきましたが、他のグループで検討した他の項目の中にも「市民委員会」に関連するものが含まれているため、ここで全体として考え方を整理したいと考えます。</p> <p>事務局から「市民委員会」に関連する資料の提供がありますので、まず、事務局から資料の説明をお願いします。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>——資料を示して説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関の附属機関とは ・ 議会の役割 ・ 北本市の附属機関の状況 ・ 自治基本条例制定市における市民委員会の位置付け事例
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今事務局から提示いただいた資料の内容も踏まえて、北本市の「市民委員会」のあり方について設置の是非も含めた議論をしてまいりたいと思います。</p> <p>まず、３つのグループでそれぞれ「市民委員会」について、条文への記載がございましたので、それぞれのグループで検討した「市民委員会」について各リーダーからお話していただきたいと思います。</p> <p>資料６をご覧くださいと思います。資料に記載の順番で、総則グループ、議会・行政グループ、市民グループの順でリーダーからお話くださいますようお願いいたします。</p>
浅野	<p>総則グループでは、市民参加によるまちづくりを第一に考えて検討してきました。その中で自治に関するあらゆる事項について検討する自治推進市民委員会の設置も検討しました。しかし、あくまでも一つの案であって、必ずしもこれでなければならないという考えではありません。</p>
勝	<p>議会・行政グループで検討した市民委員会は、市民参加を促進するための組織であり、この条例に位置付けするものではなく、別の協働や市民参加条例などの条例の中に位置付けすべきものとして考えています。</p>
田中（昭）	<p>市民グループで検討した市民委員会は、自治条例が正しく運営されているかどうかを検証していくことを目的に設置を考えたものです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>リーダーのみなさんに各グループの市民委員会の考え方について発表していただきましたが、補足説明等があればお願いします。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
北村	<p>議会との兼ね合いもありますが、住民がどういう形で参画するのが問題なのだと思います。</p> <p>市民がどのようなルールのもとに市政に参画するのかを議論する必要があります。市民が全てのことに権限を持つことになってしまうと議会との関係が問題になります。</p> <p>現在のシステムを考えたうえで、個々の条文も大事ですが、この委員会の位置付けが最重要であるというのが総則グループで話してきた内容です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、市民委員会についての皆様のご意見を伺います。</p>
竹村	<p>前回の会議で、委員の皆さんが重要と考える項目のアンケート調査の集計発表がありました。そこでは、住民自治に必要なものとして、参画・協働の推進と情報の共有が中心になるということが明らかになりました。</p> <p>また、参画・協働といっても計画段階、実行段階、評価段階の各段階によってその方法が違うということも提案させていただきました。</p> <p>これから検討する市民委員会は、果たして、参画・協働の推進のどこの段階に当てはまるのかをまず考える必要があると思います。私は、市民委員会は、実行段階よりも企画段階の部分に当てはまるものなのだろうと考えています。</p> <p>今日は、伊賀市の事例を申し上げますが、伊賀市の自治基本条例では、住民自治協議会というものを規定しています。これは、ある一定の地域を決めてそこに住む住民全ての人を会員となる団体を住民が設置するものです。また、設置されない地域については、市が地域振興委員会という組織を設置することになっています。</p> <p>これは、北本市でいう地域コミュニティ委員会の役割を担うものと考えます。市に登録する住民グループという考え方は、北本市の地域コミュニティ委員会の規約に書かれていることに共通しているものがあると思うのです。</p> <p>北本市は、自治会組織や地域コミュニティ組織が市の全域をカバーしてしっかりと確立されていますので、このような今ある組織が市民委員会の役割を果たすことができるのかもしれない。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>もし、計画段階において、市はまず地域コミュニティ委員会に諮問するというような仕組みができるのであれば、新たな市民委員会は当然必要ないものとなるでしょう。</p> <p>確かに何が何でも市民委員会を設置するというのではなく、既存する組織として地域コミュニティ委員会が受け皿となることも考えられるのかもしれませんが。</p> <p>他の皆さんのご意見はいかがでしょうか。</p>
勝	<p>私は、市民グループの考えた案がいいのではないかと考えています。設置するのは、この自治条例の精神にのっとり、行政運営が進められているかどうかをチェックする委員会がいいと思います。</p> <p>久喜市の事例があるように、市民参加の具体的な方法については、この自治条例のもとに、市民参加条例などを制定して、その中でもっと細かいところを考えていくべきではないかと思っています。</p>
竹村	<p>私は、そのような具体的な細かいところまで議論し、想定して条文を作っていくべきではないかと思っています。自治条例に北本の特徴を出していくには、しっかりと整備されている自治会やコミュニティ委員会を位置付け、利用すべきだと思います。</p>
有働	<p>市内には、自治会が111団体、コミュニティ委員会が8団体あり、相互に連携し、市の全域をカバーしていますから、意見を聞く場としてコミュニティ委員会を活用することは十分に考えられます。</p> <p>しかし、その活用を条文にどのように盛り込んでいくかを考えるとやはり、自治条例ではなく、そのもとに整備していく条例に位置づけるべきではないかと考えます。</p>
竹村	<p>計画段階における市民の参画についていろいろ議論して何を条例に盛り込むのかを考えたいと思います。</p>
高荷	<p>委員会の目的と役割をはっきりとさせておく必要があります。私は、条例に関する検討組織として委員会を置けばいいのではないかと思っています。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
田中（正）	<p>市民委員会については、形式論よりも目的論をしないとイケないのではないのでしょうか。市長の諮問事項を検討するだけでいいのか、または何を協議するのか、その必要性から考えるべきだと思います。</p>
浅野	<p>新しい北本を作っていくという考え方からすると、既存の団体よりも若い人たちの意見を反映できるような新しい組織をつくった方がいいのではないかと思います。</p>
北村	<p>我々総則のグループは、住民が行政と協働してまちづくりを進める中で、住民は何に参画すべきなのかを考えました。そして、行政、議会に次ぐ第3局として市民委員会を位置付け、予算の編成過程などに市民が参画することにより、市民は参加したからには結果責任も持つのだという認識になると思います。</p> <p>個人的な考えですが、委員会の委員は20人、半数が公募、1/4が学識経験者、残りの1/4が地元団体の代表者というようなことを考えていました。</p>
関山	<p>竹村委員からご提案いただいた要因図を見て、これまでの議論がよくわかりました。今までもやもやしてきたことが整理されたように思います。</p> <p>市民一人ひとりが主役ということと、間接民主主義制度の中で市民が参画する一つの姿として、市民委員会は何らかの形で設置すべきものではないかと思います。</p>
田中（昭）	<p>市民委員会は自治条例に関することを扱う委員会という位置付けでいいと思います。皆さんがおっしゃるように自治やコミュニティの関連の方で新たな条例を別途作っていくべきではないかと思います。</p>
堀越	<p>私も市民委員会は、この条例に関することのみを扱うべきではないかと思います。議会に関連する問題もあることですし、現状で自治会にそれを担えというのも無理だと思います。かえって自治会長の受け手がなくなることも考えられます。</p> <p>自治会は任意団体であって、区長制度とは別のものですからその整理も必要になってくると思います。</p> <p>そのようなことから条例の監視委員会のようなものをつくってその他のことはまた、別に考えた方がいいと思います。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
加藤（信）	私も田中さんと同じ意見で、条例に関することを扱う委員会の設置を盛り込めばいいと思います。
加藤（一）	条例を運営していくうえで、市民がそれをチェックしていくことは必要だと思います。市民グループの考え方である審議会としての位置付けがいいのではないかと思います。市民参加の担保に関するものは別に考えていく必要があるかと思いません。
細井	<p>今までの作業を通して考えたことを申し上げますと、検証や見直しは必要な項目だと思います。また、章分けをすることによって、この条例をどうするのか、必要なものは何なのかが関連して出てくるように思います。</p> <p>条例をどうしたら一人ひとりが自分のものとして考えられるかを章分けの作業の中で検討していく必要があると思います。住民が主となるということが定められたらと思っています。</p>
阿久井	<p>私も条例に関することを扱う委員会を設置するのがいいと思います。</p> <p>コミュニティ委員会の中にその役割を置くのはどうかと思います。</p>
勝	市の総合的なことを議論する20人の市民委員会を設置するという提案ですが、行政、議会という二元代表制をとっている中で、一方では市民の信託を得た議員がいて、公募でなった個人の委員が発言に責任を持つということは考えられないと思います。市の総合的なことは、それぞれの得意分野で市民が参加していくようなしくみを目指していくべきだと思います。
高荷	<p>今の地方自治の仕組みからして、公募委員に権限と責任を負わせるというのでは、いい議論はできないと思います。</p> <p>今ある法令の中でどこまで規定できるかをきちんと考えないといけないのではないのでしょうか。理想論だけではだめだと思います。</p>
竹村	私は、参画・協働を考えて条文を見てきたのであって、現在のコミュニティ委員会が必ず委員会の部分を担わなければならないという主張をしたわけではありません。この提案をきっか

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
勝	<p>けとして市民がどう市政に参画するかをみんなで議論したいと考えています。</p> <p>市民参加の細かい規定は、久喜市のように市民参加条例の中で検討していくべきではないでしょうか。</p>
高荷	<p>私も自治基本条例の下の条例を体系化していく中で個別条例として整備していくべきだと考えます。</p>
竹村	<p>大元のところは、このように全員で議論すべきですが、これまで作成した条文の整理は小委員会を作って作業を進めていくべきです。</p> <p>全体の方針を決定して小委員会で案を出す方式で今後は進めてはいかがでしょうか。</p>
議長	<p>小委員会をつくる提案がありましたが、リーダー・サブリーダー会議のメンバーで整理を行い、全体で協議して決定する方式をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>———承認———</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、これまでの条文をリーダー・サブリーダー会議で整理して、懇話会に提示していきたいと思います。</p> <p>事務局から連絡事項はありますか。</p>
事務局	<p>前回の会議で、章立ての案をリーダー・サブリーダー会議が提示するという事になっていました。２つの案として整理されましたので、ご覧いただきたいと思います。次回は、この案についての協議を進めていただければと考えています。</p> <p>また、大和市と多摩市の自治基本条例の構造図をお渡ししますので、参考としていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <p>———次回日程について連絡———</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日の変更

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
	<p>5 閉会 ・有働副会長あいさつ</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 平成 年 月 日</p> <p>北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長</p>	